

効率的な手法導入推進基本調査工程管理及び検査規程

(平成25年3月29日付け国土籍第679号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長了)

最終改正：令和4年10月28日付け国不籍第380号

国土交通省 不動産・建設経済局地籍整備課長了

1 目的

効率的な手法導入推進基本調査作業規程準則（平成2年総理府令第42号。以下「準則」という。）第6条に規定する管理及び検査の実施については、この規程の定めるところによる。

2 定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ア 「工程管理者」とは、効率的な手法導入推進基本調査について実際に作業を行うもの（以下「作業員」という。）に対して、効率的な手法導入推進基本調査の各工程の作業をこの規程に定める順序に従って適切に行わせる者をいう。

イ 「検査者」とは、効率的な手法導入推進基本調査の成果及び中間成果が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号。以下「令」という。）及び準則等の規格に適合しているか否かを調査し、当該規格に適合していることを証明する者をいう。

ウ 「第三者機関」とは、国土地理院に測量成果の検定機関として登録されている者をいう。

エ 「監督者」とは、発注者の命により当該作業を監督する者をいう。

オ 「主任技術者」とは、効率的な手法導入推進基本調査の作業を受注した者において、当該契約の履行に関し、作業全般の管理及び統括並びに作業現場の運営及び取締りを行う者をいう。

3 総則

(1) この規程による各工程の検査に合格しない効率的な手法導入推進基本調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第1項に規定する認証の請求の対象とならないものとする。

(2) 作業員は、実施した作業の全てについて、その作業内容及び成果に誤りがないかを点検しなければならない。

(3) 工程管理者及び検査者は、効率的な手法導入推進基本調査に関する法令の趣旨を理解し、効率的な手法導入推進基本調査の各個別作業及び作業体系並びに工程管理技術に精通した者でなければならない。

(4) 工程管理及び検査は、別表1「地上法を用いた効率的な手法導入推進基本調査作業の工程分類」又は別表2「航測法を用いた効率的な手法導入推進基本調査作業の工程分類」で定める工程分類について、別表3「効率的な手法導入推進基本調査作業工程管理及び検査の要目一覧表」（以下「一覧表」という。）に従って行うものとする。

(5) 効率的な手法導入推進基本調査において作成した成果については、第三者機関による成果検定を受けるものとする。

4 工程管理及び検査の実施時期

工程管理は、原則として各工程小分類の作業終了後、検査は、全工程の作業の終了後速やかに実施するものとする。

5 工程管理又は検査の記録

工程管理又は検査を実施する場合は、その記録を作成するものとする。

6 自己点検等の徹底

作業者は、効率的手法導入推進基本調査の成果を所定の精度に保ち、かつ、記録の記載又は表示の誤り等を防止するために自己点検を行うものとする。自己点検は、工程小分類等の作業を終えた段階で、速やかにその記録及び成果の全数点検により行うものとし、実作業を行った作業者は黒色による照合のしるし、主任技術者は赤色による照合のしるしを付すものとする。

7 工程管理

(1) 工程管理は、効率的手法導入推進基本調査を実施する者（以下「実施者」という。）が行うものとする。

(2) 工程管理者は、原則として、監督者とする。

(3) 工程管理者は、効率的手法導入推進基本調査を適正かつ円滑に実施するために、作業の進捗状況を確実に把握して、工程管理表に従い作業を進行させるとともに主任技術者に対して一覧表に規定する点検を行わせるものとする。

工程管理者は主任技術者に作業の進捗状況について適宜報告を行わせるものとする。

(4) 工程管理者は、必要に応じて、作業体制、作業方式等の変更を適時適切に指示するものとする。

(5) 工程管理者は、観測手簿や精度管理表等の成果品の数値の点検や個々の記載内容の照合、確認を行うものとする。なお、点検箇所には、電磁的記録を除き、緑色による照合のしるし付すものとする。

(6) 工程管理した結果、点検の記録として抽出した観測簿等の複写を工程管理及び検査成績表に添付するものとする。

8 検査

(1) 検査は、効率的手法導入推進基本調査の成果について認証を行う者及び実施者のそれぞれにおいて行うものとする。

(2) 検査者は、監督者以外の者とする。

(3) 検査者は、検査を終えたときは、別表4の「効率的手法導入推進基本調査工程管理及び検査成績表」を作成するものとする。

(4) 検査は、原則として第三者機関による成果検定の終了後に行うものとする。なお、電子納品された成果品は、地籍基本調査成果品電子納品要領（平成25年3月25日付け国土籍第690-2号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課課長発布）に基づき検査を行うものとする。

電子媒体に格納された成果の配置・格納については、地籍基本調査成果電子納品チェッカー等により検査することができるものとする。

(5) 検査の業務については、効率的手法導入推進基本調査に経験の深い者等に委託すること等を妨げないものとする。ただし、効率的手法導入推進基本調査の外注先及び当該外注先と利害関係のある機関に委託してはならない。

9 点検・検査の抽出の方法

別表3の工程管理及び検査の要目に規定する割合により、図簿等を抽出して点検又は検査する際、当該割合により求める抽出数が小数点以下となる場合は、小数点以下の数を切り上げて算出するものとする。

ただし、KE工程及びKH工程において当該割合により求める値が10未満となった場合には抽出数を10以上にするものとし、さらに全数が10未満となる場合は全数を対象に点検又は検査を行い、抽出は行わないものとする。

なお、抽出は、可能な限り同一地域に集中しないように平均的に行うものとする。

10 点検・検査における再調査等

前項の規定により抽出して点検又は検査を行った結果、誤りが見つかったものの割合が点検数又は検査数の10パーセント以上となった場合には、直ちに再調査又は再測量（以下「再調査等」という。）を行わせるものとし、当該割合が10パーセント未満となった場合には、誤りを修正させた上で、同一の抽出率により再点検又は再検査（以下「再点検等」という。）を行うものとする。再点検等の結果、誤りが見つかった場合には、直ちに再調査等を行わせるものとする。

なお、再点検等の対象を抽出する場合は、原則として当初の点検又は検査において抽出したものを除くものとする。

11 第三者機関による効率的手法導入推進基本調査成果品の検定

第三者機関による成果品の検定は、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）の「6. 第三者機関による地籍調査成果品の検定」に定める基準を満たす機関によるものとする。

なお、検定については下記の要目の検定を必須とするものとし、検査者は第三者機関の発行する当該成果品の検定証明書及び検定記録書の記載内容の確認を行うものとする。

ただし、これらの場合にあっても、測量作業全体の精度の把握を行うため精度管理表の確認を行うことが望ましい。

(1) 地籍基本三角測量、地籍基本多角測量及び地籍基本細部測量（KC、KD及びKF工程）

① 標識の設置（KC3、KD3及びKF3）

写真等による点検

② 観測及び測定（KC4、KD4及びKF4）

1パーセント以上の観測手簿及び観測記簿（以下「観測簿」という。）の点検
放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検（KF工程のみ）

③ 計算（KC5、KD5及びKF5）

1パーセント以上の計算簿の点検
精度管理表の全数点検

④ 取りまとめ（KC7、KD7及びKF7）

網図の全数点検
5パーセント以上の成果簿の点検

(2) 復元測量（KR工程）

① 観測及び測定（KR2）

1パーセント以上の観測簿の点検
放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検
計算の全数点検

- ② 計算及び図上街区点等の点検（KR3）
精度管理表の全数点検
- ③ 標識を設置した図上街区点の点検（KR5）
精度管理表の全数点検
- (3) 航空測量（KRD工程）
 - ① 空中写真撮影又は航空レーザ計測（KRD5）
撮影又は計測条件の全数点検
取得した写真又はデータの出来映え等の適切性
5パーセント以上の対空標識の照合点検
精度管理表の全数点検
 - ② 空中三角測量又は航空レーザ計測データの解析（KRD6）
精度管理表の全数点検
各種データの成果簿等の全数点検
図郭の2パーセント以上の各種データの相互の整合性の点検
 - ③ 空中写真又は三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成（KRD7）
図郭の2パーセント以上の各種データの相互の整合性の点検
図郭の5パーセント以上の成果の出来映え、位置ずれ等を点検
精度管理表の全数点検
 - ④ 取りまとめ（KRD8）
基礎資料の出来映えの全数点検
 - ⑤ 基本調査点座標値の計測及び点検（KRD10）
基本調査点座標簿の全数点検
精度管理表の全数点検
2パーセント以上の基本調査点座標の点検
- (4) 効率的な手法導入推進基本調査図原図及び効率的な手法導入推進基本調査簿案の作成（KH工程）
 - ① 効率的な手法導入推進基本調査図原図の作成（KH1）
効率的な手法導入推進基本調査図原図の出来映えの全数点検
 - ② 効率的な手法導入推進基本調査簿案の作成（KH2）
1パーセント以上の効率的な手法導入推進基本調査簿案の照合点検

1.2 工程管理及び検査の実施要領

(1) 街区現地調査（KE工程）

① 作業の準備（KE1）

所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施することができるよう、主任技術者が中心となって工程計画を練り上げ、それを分かりやすい工程管理表に取りまとめるとともに、当該工程計画の円滑かつ適正な実施を確保するため、必要十分な作業体制の確保及び関係機関との事前調整等に努めるものとする。

② 作業進行予定表の作成（KE2）

主任技術者は、①の作業の準備において示した「工程管理表」を「作業進行予定表」として作成するものとする。

③ 現地調査図素図等の作成（KE3）

現地調査図素図等について、調査対象街区数の10パーセント以上を抽出して、準則第12条、効率的な手法導入推進基本調査作業規程準則運用基準（平成25年8月26日

付け国土籍第171-1号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長了。以下「運用基準」という。)第8条等に照らして適正かどうか、あわせて、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面(以下「登記所地図」という。)等と照合し(街区境界を構成しない筆は除く。)、地番、境界の位置等の記載及び表示に誤りがないかどうかを点検するものとする。また、現地調査図一覧図の記載が、準則第12条の3、運用基準第9条等に照らして適正かどうかを点検するものとする。

④ 街区現地調査の実施(KE4)

街区現地調査の結果を記録し作成した現地調査図を確認し、現地調査が適正に行われているかどうかを点検するものとする。

⑤ 取りまとめ(KE5)

調査対象街区数の10パーセント以上を抽出(KE4の点検において抽出した街区以外から優先して抽出する。)して、現地調査図を登記所地図等と照合し(街区境界を構成しない筆は除く。)、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査による記録等が適正に行われているかどうかを点検するものとする。

⑥ 検査(KE6)

調査対象街区数の5パーセント以上を抽出(KE3及びKE5の点検において抽出した街区以外から優先して抽出する。)して、現地調査図を登記所地図等と照合し(街区境界を構成しない筆は除く。)、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査による記録等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(2) 筆界推定現地調査(KE工程)

① 作業の準備(KE1)

(1)の①と同じ。

② 作業進行予定表の作成(KE2)

(1)の②と同じ。

③ 調査図素図等の作成(KE3)

調査図素図等について、調査前筆数の5パーセント以上を抽出して、準則第13条の3から第13条の6、運用基準第12条等に照らして適正かどうか、あわせて、登記所地図、登記簿等を照合し、当該筆の所有者、地番、地目、境界の位置等の記載及び表示に誤りがないかどうかを点検するものとする。また、調査図一覧図の記載が、準則第13条の5、運用基準第13条等に照らして適正かどうかを点検するものとする。

④ 筆界に関する情報(KE4)

筆界に関する情報に係る資料が適正に収集されていることを点検するものとする。

また、調査地域の図郭の5パーセント以上を抽出して、筆界推定線図が運用基準第15条等に照らして適切であるか点検するものとする。

⑤ 筆界推定現地調査の実施(KE5)

準則第13条の8及び運用基準第16条に照らして、筆界推定現地調査の結果に基づき調査図及び筆界推定線図の5パーセント以上を抽出して、適正に作成されているかどうかを点検するものとする。

⑥ 取りまとめ(KE6)

調査前筆数の5パーセント以上を抽出(KE3の点検において抽出した筆は除く。)して、当該筆の調査図、筆界推定線図及び現地調査票を登記所地図、登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、補備調査等による訂正等が適正に行われているかどうかを点検するものとする。

⑦ 検査 (KE 7)

調査前筆数の1パーセント以上を抽出 (KE 3及びKE 6の点検において抽出した筆は除く。)して、調査図、筆界推定線図及び現地調査票を登記所地図、登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、補備調査等による訂正等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(3) 地籍基本三角測量、地籍基本多角測量及び地籍基本細部測量 (KC工程、KD工程及びKF工程)

① 作業の準備 (KC 1、KD 1及びKF 1)

(1)の①及び②と同じ。

② 選点 (KC 2、KD 2及びKF 2)

地籍基本三角点選点図、地籍基本多角点選点図又は地籍基本細部点選点図 (以下「選点図」という。)は、地籍基本三角点選点手簿、現地の状況が分かる写真等を資料として、新点及び多角路線の配置が運用基準に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。特に、新点の設置位置については、標識の永久的な保全及び管理が可能な場所であるかどうかを点検し、不適当なものについては再作業を行わせるものとする。

地籍基本三角点平均図、地籍基本多角点平均図又は地籍基本細部点平均図 (以下「平均図」という。)は、選点図及び選点手簿等を資料として、網の構成が運用基準に照らして適正であるかどうか等を点検し、不適当であると認められる場合は再作成等を行わせるものとする。

また、KF工程において、トータルステーション、セオドライト、測距儀等 (以下「TS等」という。)を用いる測量方法 (以下「TS法」という。)により放射法を実施する場合は、特に準則第36条及び運用基準第37条に照らして適切かどうかを点検するものとする。

なお、選点図及び平均図は、標識の設置前に確認するものとする。

平均図の点検終了後に変更協議があった場合は、良否を確認した上で承諾することができるものとする。

③ 標識の設置 (KC 3、KD 3及びKF 3)

新点の標識が適切に設置されているかどうかを写真等により全数点検するものとする。また、設置状況を記録した写真については標識の構造、写り具合等について全数を点検するものとする。

④ 観測及び測定 (KC 4、KD 4及びKF 4)

観測簿の頁数の1パーセント以上を抽出して、その観測及び測定に使用した測量器機が運用基準別表第1及び業務実施計画書等に照らして適正であるかどうか、観測簿の記載内容に誤記、誤読、誤算、脱落、観測又は測定値の訂正、照合のしるし漏れ等がないか、観測及び測定結果が運用基準別表に規定する制限内であるかどうかを点検するものとする。また、記載要領等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

なお、KF工程において、TS法により放射法を実施した場合は、観測手簿・距離測定簿の全数について、準則第36条及び運用基準第37条に照らして適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

⑤ 計算 (KC 5、KD 5及びKF 5)

計算簿の頁数の1パーセント以上を抽出して、その計算結果について運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するとともに、精度管理表の全数について、誤記、誤算、脱落、照合のしるし漏れ等がないか、その記載内容が記載要領及び運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

なお、電子基準点のみを与点とした場合は、KC 5、KD 5においてセミ・ダイナミック補正が適正に行われているかを点検するものとする。

⑥ 点検測量 (KC 6、KD 6 及びKF 6)

点検測量の実施個所が運用基準別表等に照らして適正に選定されているか点検するものとする。また、点検測量に関する観測簿、計算簿及び精度管理表の全数について、KC 4 等及びKC 5 等に準じて点検するものとする。

⑦ 取りまとめ (KC 7、KD 7 及びKF 7)

網図の全数について、多角網の路線を示す辺及びその次数を示す辺の色並びに与点、新点及び既設の図根点等の記号、名称及びそれらの表示位置について、平均図と対照しながら、その記載内容が記載要領等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。また、成果簿の総頁数の5パーセント以上を抽出して、網図及び計算簿と照合しながら、誤記、脱落、照合のしるし漏れ等がないかどうか点検するとともに、その記載内容が運用基準別表及び記載要領等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

⑧ 検査 (KC 8、KD 8 及びKF 8)

第三者機関が作成する検定記録書に基づいて合否の確認を行うとともに、成果品の出来映え検査を行うものとする。

(4) 街区点測量 (KL 工程)

① 作業の準備 (KL 1)

(1) の①及び②と同じ。

② 街区点測量図の作成 (KL 2)

街区点測量図の出来映えが、準則等に照らして適正かどうか全数を点検するものとする。

③ 検査 (KL 3)

街区点測量図の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するものとする。

(5) 復元測量 (KR 工程)

① 作業の準備 (KR 1)

(1) の①及び②と同じ。

② 観測及び測定 (KR 2)

(3) の④と同じ。

③ 計算及び図上街区点等の点検 (KR 3)

特定図上街区点、特定図上街区点以外の図上街区点（以下単に「図上街区点」という。）の各1パーセント以上を抽出し、当該点に係るすべての辺について座標計算による距離とTS等による実測距離又は図上街区点資料に記載された辺長との較差が令別表第四に規定する公差（ α の項は除く。）の範囲内にあるかどうかを点検するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から図上街区点を選定して辺長点検を行うことができるものとする。なお、実施した効率的手法導入推進基本調査の作業内容により点検を実施することが相応でない辺長点検については、検査者と協議し点検を省略することができる。

④ 復元測量図の作成 (KR 4)

復元測量図の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを点検するものとする。

⑤ 標識を設置した図上街区点の点検 (KR 5)

標識を設置した図上街区点の1パーセント以上を抽出し、当該点に係るすべての辺について座標計算による距離とTS等による実測距離又は図上街区点資料に記載された辺

長との較差が令別表第四に規定する公差（ α の項は除く。）の範囲内にあるかどうかを点検するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から図上街区点を選定して辺長点検を行うことができるものとする。なお、実施した効率的的手法導入推進基本調査の作業内容により点検を実施することが相応でない場合は、検査者と協議し点検を省略することができる。

⑥ 検査（KR6）

第三者機関が作成する検定記録書に基づいて合否の確認を行うとともに、成果品の出来映え検査を行うものとする。また、特定図上街区点、標識を設置した図上街区点、標識を設置していない図上街区点の各0.2パーセント以上を抽出（KR3の点検及びKR5の検査において抽出した筆は除く。）し、当該点に係るすべての辺について座標計算による距離とTS等による実測距離又は図上街区点資料に記載された辺長との較差が令別表第四に規定する公差（ α の項は除く。）の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から図上街区点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。また、辺長検査は、③計算及び図上街区点等の点検及び⑤標識を設置した図上街区点の点検箇所以外の箇所でも実施するものとする。

(6) 航空測量（KRD工程）

① 作業の準備（KRD1）

(1)の①及び②と同じ。

空中写真撮影又は航空レーザ計測の実施に先立ち、飛行計画、使用する航空機、使用機器、取得しようとするデータの種類、仕様等が適切であるかどうか、撮影・計測に適正な時期であるかどうかを点検するものとする。

② 既存資料の収集（KRD2）

既存資料は、公共測量成果又は公共測量に準じた成果検定済のものをできる限り収集することとし、データ入手時のメタデータ、精度管理表、品質評価表等を資料として、基礎資料の作成に必要な資料が適切に収集されているか点検するものとする。

既存の航空レーザ測量成果を、精度検証を実施して使用した場合については、その結果が運用基準等の基準に照らして適正かどうかを点検するものとする。

③ 標定点等の選点（KRD3）

標定点又は調整用基準点は、標定点（調整用基準点）、選点図、標定点（調整用基準点）配置図、現地の状況が分かる写真等を資料として、点数、配置及び精度が運用基準に照らして適正であるかどうかを全数点検するものとする。また、精度管理表を全数点検するものとする。

なお、標定点（調整用基準点）選点図の点検終了後に変更協議があった場合は、良否を確認した上で承諾することができるものとする。

また、標定点（調整用基準点）として自然物又は既設の工作物を利用した場合は、その妥当性を点検するものとする。

④ 標識の設置（KRD4）

対空標識1点以上について、設置が適切に実施されているかどうかを現地において点検するものとする。

対空標識点明細票は、対空標識の構造、写り具合等について全数点検するものとする。

対空標識を偏心して設置した場合は、偏心要素の測定方法、偏心計算について適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

なお、対空標識として自然物又は工作物を利用した場合は、その妥当性を点検するものとする。

対空標識一覧図の出来映えを点検するものとする。また、精度管理表を全数点検するものとする。

⑤ 空中写真撮影又は航空レーザ計測（KRD5）

ア 空中写真撮影

撮影した空中写真の全数について、運用基準等に照らして、標定図、撮影記録により、撮影は適正に実施されたかどうかを点検するものとする。具体的には、標定図、サムネイル写真、撮影記録により、空中写真が適切な画素寸法、対地高度、撮影範囲、撮影コース等で撮影されたかどうかを点検するとともに、発色、画像のロスの有無等の出来映えを点検するものとする。また、精度管理表を全数点検するものとする。

GNS S / IMU 計算精度管理表は、運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。

対空標識点の5パーセント以上について、対空標識点明細表、対空標識点一覧図、空中写真等を対照することにより、対空標識が明瞭に確認できるかどうかを点検するものとする。

イ 航空レーザ計測

取得した航空レーザ計測データ等の全数について、運用基準等に照らして、航空レーザ計測コース図、航空レーザ計測記録、航跡図、計測漏れ点検図により点検するものとする。

GNS S / IMU 計算精度管理表は、運用基準等に照らして適正であるかどうかを全数点検するものとする。

対空標識点の5パーセント以上について、対空標識点明細表、対空標識点一覧図、空中写真等を対照することにより、対空標識が明瞭に確認できるかどうかを点検するものとする。

⑥ 空中三角測量又は航空レーザ計測データの解析（KRD6）

ア 空中三角測量

精度管理表は、空中三角測量実施一覧図、写真座標測定簿、内部標定残差表、相互標定計算簿、バンドル調整計算簿等を資料として、その記載内容が運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。

イ 航空レーザ計測データの解析

精度管理表は、GNS S / IMU 調整計算成果表、調整用基準点調査票、コース間点検箇所配置図、コース間点検箇所残差表、調整用基準点残差表等を資料として、その記載内容が運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。

DSM 成果簿、DSM データファイル、DEM 成果簿、DEM データファイル等は、その記載又は記録内容が運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。

調査地域の図郭の2パーセント以上を抽出して、個々の図郭内のDSM、DEM等のデータを重ね合せて、相互の整合性を点検するものとする。

ウ 既存資料

既存の空中写真については、アを準用する。ただし、基本調査点座標値の計測に使用しない空中写真については、参考資料として取り扱うため適用しないものとする。

また、精度管理表を全数点検するものとする。

⑦ 空中写真又は三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成（KRD7）

ア 空中写真を用いた基礎資料の作成

調査地域の図郭の2パーセント以上を抽出して、個々の図郭内のオルソ画像、作成したDSM等のデータを重ね合せて、相互の整合性を点検するものとする。

オルソ画像、オルソ画像一覧図のほか、作成した微地形表現図その他基礎資料について、調査地域の図郭の5パーセント以上を抽出して、その記載内容が運用基準等に照らして適正かどうかを点検するとともに、その出来映えを点検するものとする。また、精度管理表を全数点検するものとする。

イ 三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成

微地形表現図ファイル、微地形表現図一覧図のほか、作成した樹種の分布を表現した図面、樹高の分布を表現した図面その他基礎資料について、調査地域の図郭の5パーセント以上を抽出して、その記載内容が運用基準等に照らして適正かどうかを点検するとともに、その出来映えを点検するものとする。

また、精度管理表を全数点検するものとする。

ウ 既存資料を用いた基礎資料の作成

既存の空中写真については、アを準用するものとする。ただし、基本調査点座標値の計測に使用しない空中写真については、参考資料として取り扱うため適用しないものとする。

既存の航空レーザ測量データについては、イを準用するものとする。

⑧ 取りまとめ（KRD8）

基礎資料の出来映えが、運用基準等に照らして適正であるかどうかを全数点検するとともに、データファイルのファイル名、形式、拡張子等が適正かどうかを点検するものとする。

⑨ 検査（KRD9）

精度管理表の全数検査を行うとともに、調査地域の図郭の5パーセント以上を抽出して、当該図郭に関する成果品について、各工程の規定に適合しているかどうかを検査するものとする。さらに、KC8に準じて、第三者機関が作成する検定記録書に基づいて合否の確認を行うとともに、成果品の出来映え検査を行うものとする。

⑩ 基本調査点座標値の計測及び点検（KRD10）

基本調査点座標簿の全数を点検するとともに、準則第52条の6に規定する基本調査点の座標値の点検（作業によるもの。）が適正に実施されているかどうかを点検するものとする。また精度管理表の全数点検するものとする。総基本調査点から2パーセント以上を抽出して、再度計測により点検するとともに、調査図と作成した基礎資料を重ね合わせ、誤りの有無を点検するものとする。

なお、基本調査点の座標が、基本調査点確認の段階で既に数値データとして計測され記録されている場合は、その記録されている座標値を用いて、筆界推定線図が適正であるかどうかを点検するものとする。

⑪ 検査（KRD11）

第三者機関が作成する検定記録書に基づいて合否の確認を行うとともに、成果品の出来映え検査を行うものとする。また、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

(7) 効率的手法導入推進基本調査図原図及び効率的手法導入推進基本調査簿案の作成（KH工程）

① 効率的手法導入推進基本調査図原図の作成（KH1）

効率的手法導入推進基本調査図原図の出来映えが準則、運用基準、記載要領に照らして適正かどうか全数を点検するものとする。

② 効率的手法導入推進基本調査簿案の作成（KH2）

効率的手法導入推進基本調査簿案の頁数の1パーセント以上を抽出して、その記載に誤りがないかどうかを、地籍基本細部点成果簿等と照合して点検するものとする。

③ 検査（KH3）

第三者機関が作成する検定記録書に基づいて合否の確認を行うとともに、成果品の出来映え検査を行うものとする。また、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

効率的な手法導入推進基本調査工程管理及び検査規程 別表

(別表1) 地上法を用いた効率的な手法導入推進基本調査作業の工程分類

工程分類 番号頭文字	工程分類名称	備 考
KE	街区現地調査	
KC	地籍基本三角測量	地籍調査における地籍図根三角測量と同様
KD	地籍基本多角測量	地籍調査における地籍図根多角測量と同様
KF	地籍基本細部測量	地籍調査における細部図根測量と同様
KL	街区点測量	
KR	復元測量	図上街区点測量を含む
KH	効率的な手法導入推進基本調査図原図及び効率的な手法導入推進基本調査簿案の作成	

※KC工を実施しない場合はKE、KD、KF、KL、KR及びKHの、KC及びKDを実施しない場合はKE、KF、KL、KR及びKHの各工程をそれぞれ実施するものとする。

(別表2) 航測法を用いた効率的な手法導入推進基本調査作業の工程分類

工程分類 番号頭文字	工程分類名称	備 考
KE	筆界推定現地調査	
KC	地籍基本三角測量	地籍調査における地籍図根三角測量と同様
KRD	航空測量	
KH	効率的な手法導入推進基本調査図原図及び効率的な手法導入推進基本調査簿案の作成	

※準則第52条の2及び第52条の4の規定に基づき作業（地籍基本三角測量、航空測量）の全部又は一部を省略した場合は、その省略した作業に係る工程（KC及びKRD）は省略して実施するものとする。

(別表3) 効率的手法導入推進基本調査作業工程管理及び検査の要目一覧表

KE工程 (街区現地調査)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目	備考
KE 1	作業の準備	準則 1 1 条	管理体制の適切性	
KE 2	作業進行予定表の作成	準則 1 1 条	作業工程の適切性	
KE 3	現地調査図素図等の作成	準則 1 2 条～1 2 条の 3	1 0 パーセント以上の照合点検	
KE 4	街区現地調査の実施	準則 1 3 条	現地調査の適切性	
KE 5	取りまとめ	準則 6 条	1 0 パーセント以上の照合点検	
KE 6	検査		5 パーセント以上の照合検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	

KE工程 (筆界推定現地調査)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目	備考
KE 1	作業の準備	準則 1 1 条	管理体制の適切性	
KE 2	作業進行予定表の作成	準則 1 1 条	作業工程の適切性	
KE 3	調査図素図等の作成	準則 1 3 条の 3 ～1 3 条の 6	5 パーセント以上の照合点検	
KE 4	筆界に関する情報	準則 1 3 条の 7	資料収集の適切性	
KE 5	筆界推定現地調査の実施	準則 1 3 条の 8	5 パーセント以上の照合点検	
KE 6	取りまとめ		5 パーセント以上の照合点検	
KE 7	検査		1 パーセント以上の照合検査	

					成果品の出来映え検査 現地調査票の署名等の全数検査 工程管理の記録の全数検査	
--	--	--	--	--	--	--

K C 工程（地籍基本三角測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目	備考
K C 1	作業の準備	準則 1 4、2 1 条	管理	
K C 2	選点	準則 1 5、1 9、 2 2～2 4 条	管理 作業体制及び作業工程の適切性 網構成の適切性	
K C 3	標識の設置	準則 2 5 条	管理 設置状況写真の全数点検	
K C 4	観測及び測定	準則 2 6 条	管理 1 パーセント以上の観測簿点検	
K C 5	計算	準則 2 6 条	管理 1 パーセント以上の計算簿点検	
K C 6	点検測量	準則 2 6 条	管理 精度管理表の全数点検 実施箇所選定の適切性	
K C 7	取りまとめ	準則 6、2 6 条	管理 精度管理表の全数点検 網図の全数点検	
K C 8	検査		検査 5 パーセント以上の成果簿点検 検定記録書による検査 成果品の出来映え検査	

KD工程（地籍基本多角測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目	備考
KD 1	作業の準備	準則 1 4、2 7 条	作業体制及び作業工程の適切性	
KD 2	選点	準則 1 5、1 9、 2 8～3 0 条	網構成の適切性	
KD 3	標識の設置	準則 3 1 条	設置状況写真の全数点検	
KD 4	観測及び測定	準則 3 2 条	1 パーセント以上の観測簿点検	
KD 5	計算	準則 3 2 条	1 パーセント以上の計算簿点検	
KD 6	点検測量	準則 3 2 条	精度管理表の全数点検 実施個所選定の適切性	
KD 7	取りまとめ	準則 6、3 2 条	精度管理表の全数点検 網図の全数点検	
KD 8	検査		5 パーセント以上の成果簿点検 検定記録書による検査 成果品の出来映え検査	

K F 工程（地籍基本細部測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目	備考
K F 1	作業の準備 選点	準則 1 4、3 3 条	作業体制及び作業工程の適切性 選定位置等の適切性	
K F 2		準則 1 5、1 9、 3 4～3 6 条		
K F 3	標識の設置 観測及び測定	準則 3 7 条	設置状況写真の全数点検 1 パーセント以上の観測簿点検 放射法における観測手簿・距離測定簿の全 数点検	
K F 4		準則 3 8 条		
K F 5	計算	準則 3 8 条	1 パーセント以上の計算簿点検 精度管理表の全数点検	
K F 6	点検測量	準則 3 8 条	実施個所選定の適切性 精度管理表の全数点検	
K F 7	取りまとめ	準則 6、3 8 条	網図の全数点検 5 パーセント以上の成果簿点検	
K F 8	検査		検定記録書による検査 成品の出来映え検査	

K L 工程（街区点測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目	備考
K L 1	作業の準備 街区点測量図の作成 検査	準則 1 4、3 9 条	作業体制及び作業工程の適切性 街区点測量図の出来映えの全数点検 街区点測量図の出来映えの検査	
K L 2		準則 4 7 条		
K L 3				

KR工程（復元測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目	備考
KR 1	作業の準備	準則 1 4、4 8 条	管理体制及び作業工程の適切性	
KR 2	観測及び測定	準則 4 9～5 1 条	1 パーセント以上の観測簿点検 放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検	
KR 3	計算及び図上街区点等の点検	準則 4 9～5 1 条	特定図上街区点の 1 パーセント以上の辺長点検 図上街区点の 1 パーセント以上の辺長点検	実施していない作業の点検は省略できる
KR 4	復元測量図の作成	準則 5 2 条	復元測量図の出来映えの全数点検	
KR 5	標識を設置した図上街区点の点検	準則 4 8～5 1 条	標識を設置した図上街区点の 1 パーセント以上の辺長点検	実施していない場合は省略できる
KR 6	検査		特定図上街区点の 0. 2 パーセント以上の辺長検査 標識を設置した図上街区点の 0. 2 パーセント以上の辺長検査 標識を設置していない図上街区点の 0. 2 パーセント以上の辺長検査 検定記録書による検査 成品の出来映え検査	KR 3、KR 5 で実施していない点検は省略する

KRD工程（航空測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目	備考
KRD 1	作業の準備	準則 5 2 条の 4	管理 作業体制と作業工程の適切性	
KRD 2	既存資料の収集	準則 5 2 条の 4	管理 既存資料の適切性	
KRD 3	標定点等の選点	準則 5 2 条の 4	管理 選点・標識の適切性 選点図、配置図の全数点検 精度管理表の全数点検	
KRD 4	標識の設置	準則 5 2 条の 4	管理 1 点以上の対空標識現地点検 対空標識全点の設置状況写真等の点検 対空標識点一覧図の出来映えの点検 精度管理表の全数点検	
KRD 5	空中写真撮影又は航空レザ計測	準則 5 2 条の 4	管理 撮影又は計測条件の全数点検 取得した写真又はデータの出来映え等の適切性	
KRD 6	空中三角測量又は航空レザ計測データの解析	準則 5 2 条の 4	管理 5 パーセント以上の対空標識の照合点検 精度管理表の全数点検 精度管理表の全数点検 各種データの全数点検 図郭の 2 パーセント以上の各種データの相互の整合性の点検 (既存資料のうち基本調査点座標値の計測に使用しない場合は適用しない。)	* 1 * 1

KRD 7	空中写真又は三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成	準則 5 2 条の 4	管理	図郭の 2 パーセント以上の各種データの相互の整合性の点検 図郭の 5 パーセント以上の成果の出来映え、位置ずれ等を点検 精度管理表の全数点検 (基本調査点座標値の計測に使用しない空中写真については適用しない。) 基礎資料の出来映えの全数点検	* 2
KRD 8	取りまとめ		管理		
KRD 9	検査		検査	精度管理表の全数検査 図郭の 5 パーセント以上の成果品の記載内容等検定記録書による検査 成品の出来映え検査 基本調査点座標簿の全数点検 精度管理表の全数点検	
KRD 1 0	基本調査点座標値の計測及び点検	準則 5 2 条の 6	管理	2 パーセント以上の基本調査点座標の点検	
KRD 1 1	検査		検査	検定記録書による検査 成品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	

* 1 航空レーザー測量を実施した場合に適用

* 2 空中写真測量を実施した場合に適用

KH工程（効率的手法導入推進基本調査原図及び効率的手法導入推進基本調査簿案の作成）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
KH 1	効率的手法導入推進基本調査原図の作成	準則 5 3 条	管理	基本調査原図の出来映えの全数点検	
KH 2	効率的手法導入推進基本調査簿案の作成	準則 5 3 条	管理	1パーセント以上の照合点検	
KH 3	検査		検査	検定記録書による検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	

(別表4)

(令和 年度) 効率的な手法導入推進基本調査(地上法) 工程管理及び検査成績表

都道府県名	市町村名	地区名	面積(Km ²)	精度区分	縮尺	調査期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月
実行機関		主任技術者名	工程管理者名	監督補助機関名	検査者(検査委託者)	点検年月日
番号	工程	点検及び検査の要目			可否	記事
(KE)	(街区現地調査)					
1	作業の準備	作業体制の適切性				
2	作業進行予定表の作成	作業工程の適切性				
3	現地調査図素図等の作成	10パーセント以上の照合点検				
4	街区現地調査の実施	現地調査の適切性				
5	取りまとめ	10パーセント以上の照合点検				
6	検査	5パーセント以上の照合検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査				
(KC)	(地籍基本三角測量)					
1	作業の準備	作業体制及び作業工程の適切性				
2	選点	網構成の適切性				
3	標識の設置	設置状況写真の全数点検				
4	観測及び測定	1パーセント以上の観測簿点検				頁(抽出 頁)
5	計算	1パーセント以上の計算簿点検 精度管理表の全数点検				
6	点検測量	実施箇所選定の適切性、精度管理表の全数点検				
7	取りまとめ	網図の全数点検 5パーセント以上の成果簿点検				頁(抽出 頁)
8	検査	検定記録書による検査、成果品の出来映え検査				
(KD)	(地籍基本多角測量)					
1	作業の準備	作業体制及び作業工程の適切性				
2	選点	網構成の適切性				
3	標識の設置	設置状況写真の全数点検				
4	観測及び測定	1パーセント以上の観測簿点検				頁(抽出 頁)
5	計算	1パーセント以上の計算簿点検 精度管理表の全数点検				
6	点検測量	実施箇所選定の適切性、精度管理表の全数点検				
7	取りまとめ	網図の全数点検 5パーセント以上の成果簿点検				頁(抽出 頁)
8	検査	検定記録書による検査、成果品の出来映え検査				
(KF)	(地籍基本細部測量)					
1	作業の準備	作業体制及び作業工程の適切性				
2	選点	選定位置等の適切性				
3	標識の設置	設置状況写真の全数点検				
4	観測及び測定	1パーセント以上の観測簿点検 放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検				頁(抽出 頁)
5	計算	1パーセント以上の計算簿点検 精度管理表の全数点検				
6	点検測量	実施箇所選定の適切性、精度管理表の全数点検				
7	取りまとめ	網図の全数点検 5パーセント以上の成果簿点検				頁(抽出 頁)
8	検査	検定記録書による検査、成果品の出来映え検査				
(KL)	(街区点測量)					
1	作業の準備	作業体制及び作業工程の適切性				
2	街区点測量図の作成	街区点測量図の出来映えの全数点検				
3	検査	街区点測量図の出来映えの検査				
(KR)	(復元測量)					
1	作業の準備	作業体制及び作業工程の適切性				
2	観測及び測定	1パーセント以上の観測簿点検 放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検				頁(抽出 頁)
3	計算・図上街区点等の点検	特定図上街区点の1パーセント以上の辺長点検 図上街区点の1パーセント以上の辺長点検				精度管理表による
4	復元測量図の作成	復元測量図の出来映えの全数点検				
5	標識を設置した図上街区点の点検	標識を設置した図上街区点の1パーセント以上の辺長点検				精度管理表による
6	検査	特定図上街区点の0.2パーセント以上の辺長検査 標識を設置した図上街区点の0.2パーセント以上の辺長検査 標識を設置していない図上街区点の0.2パーセント以上の辺長検査 検定記録書による検査 成果品の出来映え検査				
(KH)	(原図及び簿案の作成)					
1	基本調査図原図	基本調査図原図の出来映えの全数点検				
2	基本調査簿案	1パーセント以上の照合点検				頁(抽出 頁)
3	検査	検定記録書による検査、成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査				

(令和 年度) 効率的な手法導入推進基本調査(航測法) 工程管理及び検査成績表

基本情報	都道府県名	市郡区名	町村(区)名	単位区域名		調査期間		
						令和 年 月～令和 年 月		
	地区コード		全体計画面積	前回までの認証済面積		地籍調査の着手年度		
実施機関	作業別機関		機関名	代表者名	工程管理者名又は主任技術者名		左の者の所属	
	責任機関							
	実行機関	筆界推定現地調査						
		地籍基本三角測量						
		航空測量						
効率的な手法導入推進基本調査図原図及び効率的な手法導入推進基本調査簿案の作成								
検査終了証明	工程分類別		検査者名		記 事			
	筆界推定現地調査	KE			「別葉KE」による			
	地籍基本三角測量	KC			「別葉KC」による			
	航空測量	KRD			「別葉KRD」による			
	効率的な手法導入推進基本調査図原図及び効率的な手法導入推進基本調査簿案の作成	KH			「別葉KH」による			
成果件数	地籍基本三角測量	新点数		点	調査図一覧図(縮尺)			
		成果簿	冊	枚	効率的な手法導入推進基本調査図(原図)数	精度区分	縮尺区分	図郭数
	標定点等	新点数	—	点			1 /	面
		成果簿	— 冊 — 枚	枚				
	航空測量	成果簿	冊 枚	枚		筆界推定線図		
					現地調査票			枚
					地籍基本調査点座標簿		— 冊 — 枚	
備考								

別業KE 筆界推定現地調査工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名	市郡区名	町村（区）名	単位区域名			調査期間	
						令和 年 月～ 令和 年 月	
実施機関	機関名	代表者名		工程管理者名又は主任技術者名	左の者の所属		
責任機関							
実行機関							
検査終了証明	検査の種別	検査者の所属	検査者署名		合・否	検査年月日	
	監督補助員					令和 年 月 日	
	検査					令和 年 月 日	
管理及び検査の概要	工程小分類別		工程管理者名又は検査者名	合否	点検又は検査対象	抽出数等	記事
	作業の準備	KE 1			業務計画書等	全数	
	作業進行予定表の作成	KE 2			予定表	全数	
	調査図素図等の作成	KE 3			一覧図 枚 素図・票 筆	全数	5%
	筆界に関する情報	KE 4			筆界推定線図 枚		5%
	筆界推定現地調査の実施	KE 5			調査図 筆界推定線図 枚	全数	
	取りまとめ	KE 6			調査図・票 筆 筆界推定線図 筆	筆	5%
	検査	KE 7			調査図・票 筆 筆界推定線図 筆	筆	5%
成果件数	登記所地図等	(データ提供) 枚		現地調査票		枚	
	調査図					枚	
	調査図一覧図					枚	
				計画面積		Km ²	
備考	※「成果件数」について ・「現地調査票」は、共有者人数分も作成しているため、筆数とは一致しない。						

別業KC 地籍基本三角測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名		市郡区名		町村（区）名		単位区域名		調査期間		
								令和 年 月～ 令和 年 月		
実施機関		機関名		代表者名		工程管理者名 又は主任技術者名		左の者の所属		
責任機関										
実行機関										
検査 終了 証明	検査の種別		検査者の所属		検査者署名		合・否		検査年月日	
	監督補助員								令和 年 月 日	
	検査								令和 年 月 日	
管理 及び 検査 の 概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名		合 否	点検又は 検査対象		抽出 数等	記 事	
	作業の準備		KC 1			業務計画書等		全数		
	選点		KC 2			選点図	枚	全数		
						平均図	枚	全数		
	標識の設置		KC 3					点	全数	設置状況写真
	観測及び測定		KC 4			観測簿	頁	頁	1%	
	計算		KC 5			精度管理表	枚	全数		
	点検測量		KC 6			精度管理表	辺	辺	全数	
	取りまとめ		KC 7			網図	枚	全数		
					成果簿	頁	頁	5%		
検査		KC 8			検定記録書	枚	全数			
					成果品		全数	出来映え		
成果 件数	三角測量 新点数				点	測量手法等				
	与 点	既設の電子基準点、 ～四等三角点				点	網図		枚	
		既設の地籍図根三角点				点	網図の縮尺		1 /	
		既設の公共基準点等				点	成果簿		冊 枚	
計画面積				km ²	精度管理表		枚			
備考										

別業KRD 航空測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名		市郡区名		町村（区）名		単位区域名		調査期間		
								令和 年 月～ 令和 年 月		
実施機関		機関名		代表者名		工程管理者名又は主任技術者名		左の者の所属		
責任機関										
実行機関										
検査終了証明	検査の種類別		検査者の所属		検査者署名		合・否		検査年月日	
	監督補助員								令和 年 月 日	
	検査								令和 年 月 日	
管 理 及 び 検 査 の 概 要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名		合 否	点検又は 検査対象		抽出 数等	記 事	
	作業の準備		KRD1			業務計画書等		全数		
	既存資料の収集		KRD2			メタデータ、精度 管理表、品質評価 表等		枚	枚	
	標定点等の選点		KRD3			標定点等選点図 写真簿 対空標識設置精度管理表		枚 枚 枚	全数 全数 全数	選点図・配置図 標識設置状況写真
	標識の設置		KRD4			対空標識 対空標識点明細表 対空標識点一覧図 対空標識設置精度管理表		点 枚 枚 枚	全数 全数 枚 全数	現地地点検
	空中写真撮影又は航空 レーザ計測		KRD5			写真、図 対空標識の照合 精度管理表 精度管理表		枚 点 枚 枚	全数 点 全数 全数	5% 空中写真撮影又は航空 レーザ計測 GNSS/IMU計算
	空中三角測量又は航空 レーザ計測データの解 析		KRD6			精度管理表 成果簿等 図郭の整合		枚 枚 枚	全数 全数 枚	空中三角測量又は航空 レーザ計測データ DSM、DEM等 2%（航空レーザ測量にお けるDSM、DEM等）
	空中写真又は三次元の 座標値データを用いた 基礎資料の作成		KRD7			図郭の整合 出来映え等 精度管理表		枚 枚 枚	枚 枚 全数	2%（空中写真測量にお けるオルソ画像、DSM 等） 5%（微地形表現図等） 空中写真又は航空レー ザ測量
	取りまとめ		KRD8			出来映え等		枚	全数	基礎資料
	検査		KRD9			精度管理表 成果品 工程管理記録		枚 枚 枚	全数 枚 全数	1%（調査地域の図郭）
	基本調査点座標値の計 測及び点検		KRD10			成果簿 精度管理表 基本調査点の座標 値の点検		枚 枚 点	全数 全数 点	基本調査点座標値 2%
	検査		KRD11			精度管理表 成果品 工程管理記録 検査記録		枚 枚 枚 枚	全数 全数 全数 全数	
	成 果 件 数	精度				計画面積				
網図				網図の縮尺				1 /		
標定点等		新点数 一点		測量手法等						
航空測量		新点数 一点		測量手法等						
基本調査点座標簿		冊 枚		精度管理表				枚		
備 考										

別葉KH 効率的手法導入推進基本調査図原図及び効率的手法導入推進基本調査簿案の作成工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名	市郡区名	町村（区）名	単位区域名	調査期間		
				令和 年 月～令和 年 月		
実施機関	機関名	代表者名	工程管理者名又は主任技術者名	左の者の所属		
責任機関						
実行機関						
検査終了証明	検査の種別	検査者の所属	検査者署名	合・否	検査年月日	
	監督補助員				令和 年 月 日	
	検査				令和 年 月 日	
管理及び検査の概要	工程小分類別	工程管理者名又は検査者名	合否	点検又は検査対象	抽出数等	記事
	効率的手法導入推進基本調査図原図の作成	KH 1		面	全数	(効率的手法導入推進基本調査図原図)
	効率的手法導入推進基本調査簿案の作成	KH 2		頁	頁	1%以上(効率的手法導入推進基本調査簿案)
	検査	KH 3		検定記録書	全数	出来映え
			成果品	全数		
成果件数	効率的手法導入推進基本調査簿案の作成		頁	効率的手法導入推進基本調査図（原図数）		
				精度区分	縮尺区分	図郭数
	調査前筆数		筆		1/	面
	調査後筆数		筆			面
	調査前面積		Km ²			面
	調査后面積		Km ²		計	面
	法17条の公告日			閲覧期間		
備考	※「成果件数」について ・「調査后面積」の値は、筆界推定線図よりGISにて調査区域外周を計測し、小数点以下、第3位を四捨五入する。					